平成２７年（ミ）第３６・３７号

パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1528・エス・エイ

代表者社長兼取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ

パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．1535・エス・エイ

代表者社長兼取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ

1　決定年月日時　平成27年12月31日午後５時

2　主文　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1528・エス・エイ及びユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．1535・エス・エイについて更生手続を開始する。

3　管財人　進士　　肇

4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。

5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成28年２月29日まで

6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成28年６月７日から平成28年６月20日まで

7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成28年８月31日まで

8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成28年９月30日まで

東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第３８号

シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番一01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

更生会社　オーシャン・ハーモニー・ピーティーイー・リミテッド

代表者取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ

同　　ジョン・チア・コン・フワ

1　決定年月日時　平成27年12月31日午後５時

2　主文　オーシャン・ハーモニー・ピーティーイー・リミテッドについて更生手続を開始する。

3　管財人　進士　　肇

4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。

5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成28年２月29日まで

6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成28年６月７日から平成28年６月20日まで

7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成28年８月31日まで

8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成28年９月30日まで

東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第３９・４０号

東京都港区愛宕２丁目５番１号

更生会社　ラムスコーポレーション株式会社

代表者代表取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ

1　決定年月日時　平成27年12月31日午後５時

2　主文　ラムスコーポレーション株式会社について更生手続を開始する。

3　管財人　進士　　肇

4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。

5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成28年２月29日まで

6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成28年６月７日から平成28年６月20日まで

7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成28年８月31日まで

8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成28年９月30日まで

東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第４１号

パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1531・エス・エイ

代表者社長兼取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ

1　決定年月日時　平成27年12月31日午後５時

2　主文　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1531・エス・エイについて更生手続を開始する。

3　管財人　進士　　肇

4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。

5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成28年２月29日まで

6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成28年６月７日から平成28年６月20日まで

7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成28年８月31日まで

8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成28年９月30日まで

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２７年（再イ）第９号

静岡県富士市厚原301番地の８ノアエ・コーム川久保101号

再生債務者　蛭田　賢人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月５日

静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２７年（再イ）第５０号

静岡市葵区駒形通１丁目２番11一405号

再生債務者　宮嶋　尚顕

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月６日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第５１号

東京都町田市玉川学園５丁目７番７号

再生債務者　高橋　　功

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月６日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（再イ）第２号

北海道標津郡中標津町西４条南５丁目１番地４ひまわりハイツ202

再生債務者　渡辺　一樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月５日

釧路地方裁判所根室支部再生係

平成２７年（再イ）第７４号

埼玉県上尾市大字原市1279番地３　東和パークハイツ上尾408

再生債務者　高橋　　康

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月６日

さいたま地方裁判所第３民事部